

投資信託説明書(交付目論見書)

2018年6月8日

大和住銀 DC 海外株式アクティブファンド

追加型投信／海外／株式

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しております。また、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

委託会社等の情報

＜委託会社＞〔ファンドの運用の指図を行う者〕

大和住銀投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第353号

＜受託会社＞〔ファンドの財産の保管及び管理を行う者〕

三井住友信託銀行株式会社

委託会社への照会先

インターネットホームページ

<http://www.daiwasbi.co.jp/>

お電話によるお問い合わせ先

受付窓口：(電話番号) 0120-286104

受付時間：午前9時から午後5時まで(土、日、祝日除く。)



＜委託会社の情報＞

委託会社名：大和住銀投信投資顧問株式会社

設立年月日：1973年6月1日

資本金：20億円(2018年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆5,807億円(2018年1月末現在)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含まず)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行う大和住銀DC海外株式アクティブファンドの募集については、発行者である大和住銀投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2018年3月14日に関東財務局長に提出しており、2018年3月15日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 インターナショナル株式マザーファンドへの投資を通じて、海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 MSCIコクサイ・インデックス(円換算)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国の株式以外へ投資を行うこともあります。

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数です。MSCIインデックスに関する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。MSCIコクサイ・インデックス(円換算)とは、米ドルベースのMSCIコクサイ・インデックスを委託会社が円換算したものです。

■ベンチマーク構成国(2018年1月末現在)

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ

(注1) ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資する場合があります。

(注2) ベンチマーク構成国は今後変更になる場合があります。

3 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの運用ノウハウを活用します。

マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託します。

<ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要>

同社(所在地: 英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

<投資プロセス>

◆銘柄選択およびポートフォリオ構築プロセス

- 個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより、以下の2つの観点から銘柄を選択します。
 - ・ 地域固有の要因に基づく「地域(国)別銘柄選択」
 - ・ グローバルな視点に基づく「セクター別銘柄選択」
- 運用チームにおいて、上記の2つのプロセスで選定された銘柄の検討を行い組入銘柄の決定を行います。
- 各国のマクロ経済分析とセクター動向分析との整合性を勘案し、国別配分(カントリー・アロケーション)・セクターアロケーションの調整等を行い、最終的にポートフォリオを構築します。

◆リスクコントロール

幅広く分散投資を行うことによりリスクの低減を図ります。

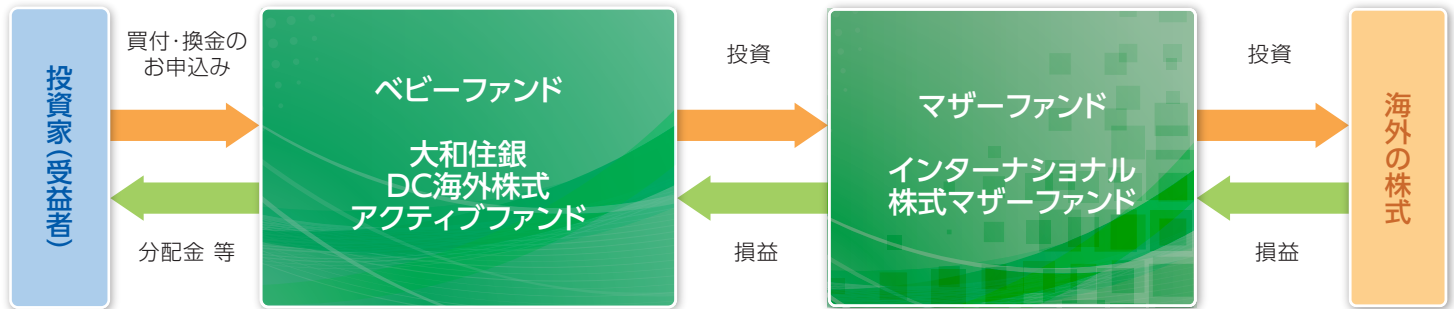
※資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

4 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

5 運用はファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド(大和住銀DC海外株式アクティブファンド)とし、その資金をマザーファンド(インターナショナル株式マザーファンド)に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、ベビーファンドから有価証券等に直接投資する場合があります。



分配方針

毎決算時(毎年12月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ・収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

投資制限の対象	投資制限の内容
■ 株式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
■ 同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
■ 投資信託証券	投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
■ 新株引受権証券等	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
■ 同一銘柄の新株引受権証券等	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
■ 同一銘柄の転換社債等	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
■ 外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引は投資信託約款の範囲で行います。

※資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

- 当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

価格変動リスク	当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
株価変動に伴うリスク	株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。
為替リスク	当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
カントリーリスク	投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
流動性リスク	実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
信用リスク	株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

その他の留意点



■収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(円換算)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

■クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

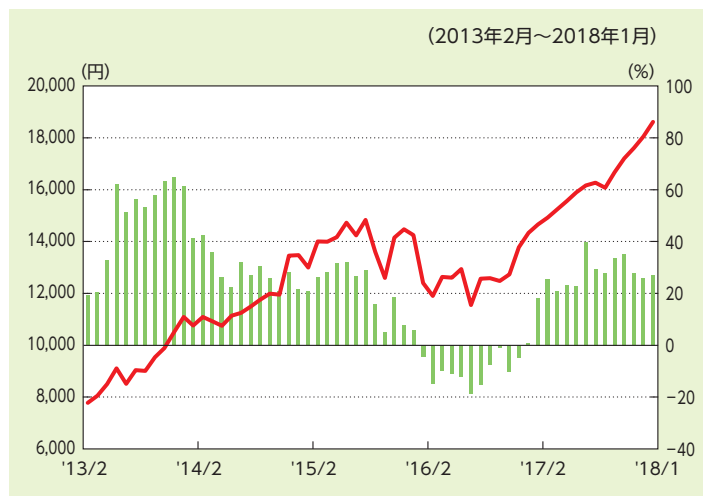


委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

運用管理委員会(代表取締役社長を委員長とします。)は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。また、リスク管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

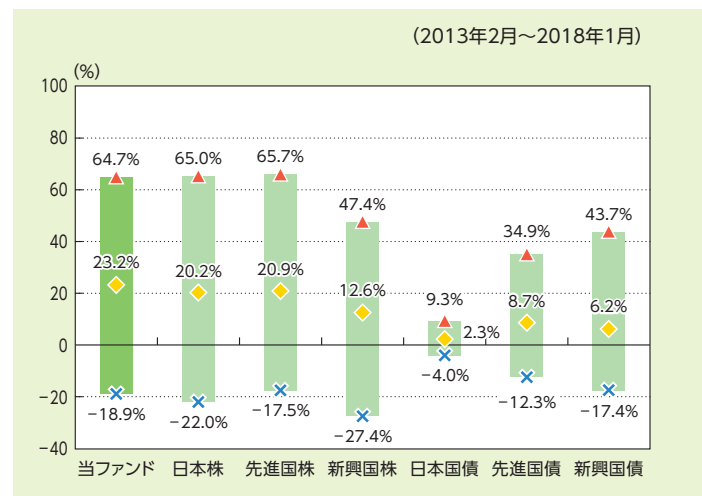


■ 年間騰落率 (右目盛) — 分配金再投資基準価額 (左目盛)

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



◆ 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

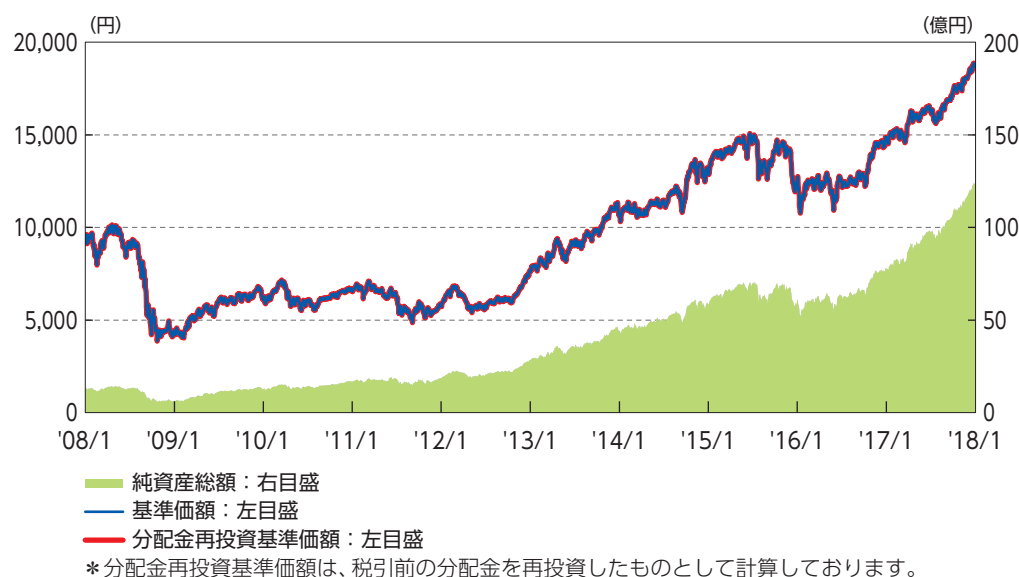
資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

運用実績

2018年1月31日現在

基準価額・純資産の推移 (2008年1月31日～2018年1月31日)



分配の推移

2017年12月	0円
2016年12月	0円
2015年12月	0円
2014年12月	0円
2013年12月	0円
設定来累計	0円

* 分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

投資銘柄	投資比率
インターナショナル株式マザーファンド	100.3%

参考情報

インターナショナル株式マザーファンド

上位10銘柄

	投資銘柄	業種	投資比率
1	AMAZON.COM INC	小売	3.4%
2	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3.2%
3	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.9%
4	TESLA INC	自動車・自動車部品	2.6%
5	BECTON DICKINSON AND CO	ヘルスケア機器・サービス	2.4%
6	SALESFORCE.COM INC	ソフトウェア・サービス	2.4%
7	SCHWAB (CHARLES) CORP	各種金融	2.2%
8	TAPESTRY INC	耐久消費財・アパレル	2.2%
9	ROSS STORES INC	小売	2.1%
10	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.1%

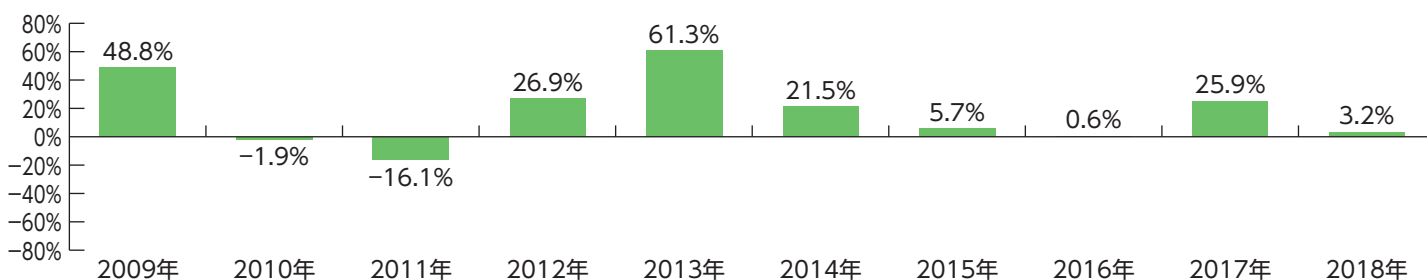
* 投資比率は全て純資産総額対比

* 業種は世界産業分類基準 (GICS)

上位10業種

	業種	投資比率
1	ソフトウェア・サービス	14.1%
2	小売	10.6%
3	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.9%
4	銀行	9.4%
5	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.9%
6	半導体・半導体製造装置	6.2%
7	各種金融	5.9%
8	ヘルスケア機器・サービス	4.4%
9	資本財	3.6%
10	素材	3.4%

年間収益率の推移



* ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2018年は1月末までの収益率です。

* ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申込みの販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。
購入の申込期間	2018年3月15日から2019年3月14日までです。 (申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することがあります。
信託期間	無期限(2006年12月15日設定)
繰上償還	信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
決算日	毎年12月14日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 *分配金自動再投資型を選択された場合は、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 当ファンドは、益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※上記は2018年1月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に 年率1.7496% (税抜1.62%) を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。	
	＜運用管理費用(信託報酬)の配分＞	
	委託会社	年率0.87% (税抜)
	販売会社	年率0.69% (税抜)
	受託会社	年率0.06% (税抜)
ファンドの運用等の対価		
購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価		
運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価		
※委託会社の報酬には、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬は、信託財産に属するとみなされるマザーファンドの時価総額に対して、年0.51%の率を乗じて得た金額とし、委託会社が報酬を受け取った後、当該報酬から支払います。		
その他の費用・手数料	財務諸表の監査に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用等は信託財産から支払われます。 ※監査報酬の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。監査報酬以外の費用等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかります。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

- ・上記以外の場合、税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方*で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

- ・上記は2018年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

資産運用のベストパートナー、だいわすみぎん



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments